

別表（第2条関係）配慮入居者

自ら居住するため住宅を必要とする者のうち、以下のいずれかに該当するもの

1 特定入居資格者

- (1) 災害、不良住宅の撤去
- (2) 公営住宅法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業による公営住宅の撤去
- (3) 都市計画法第59条の規定に基づく都市計画事業に伴う住宅の除去
- (4) 土地区画整理法第3条第3項又は第4項の規定に基づく土地区画整理事業に伴う住宅の除去
- (5) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に基づく住宅街区整理事業に伴う住宅の除去
- (6) 都市再開発法に基づく市街地開発事業の施行に伴う住宅の除去
- (7) 土地収用法第20条の規定による事業の認定を受けている事業に伴うもの
- (8) 公共用地の取得に関する特別措置法第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除去

2 優先入居資格者

- (1) 18歳未満の同居する児童が3人以上いる者
- (2) 配偶者のない女子で現に児童を扶養している者
- (3) 入居者又は同居親族に60歳以上の者がある者
- (4) 入居者又は同居親族に心身障害者がある者
- (5) 公営住宅の収入超過者である者

3 上記以外の者

- (1) 子育て世帯（18歳未満の同居する児童がいる世帯）
- (2) 一定の収入はあるものの、各種控除を受け所得要件が下回る者
- (3) 親子で隣居を希望する者
- (4) 最低居住水準未満世帯の入居者
- (5) 法人契約（入居者との連名契約に限る。）で入居する者
- (6) マンション等の建替え等のために一時的な仮住居を必要とする者
- (7) マンションの建替えの円滑化等に関する法律第102条の規定による勧告に係るマンションの賃借人